

みらい1分ニュースレター

2009/11/30 第20号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

今回の施行細則により営業税の判定基準が大きく変わりました。サービスの提供者だけではなく、そのサービスを受ける者のいずれかの所在地が中国国内である場合には、その取引は課税対象となるため、課税範囲が大幅に拡大したと言えます。

みらいコンサルティング(株) 国際部
中国ニュース配信サービス事務局
Peoples Republic
of China

テーマ 営業税にかかる施行細則の改正通知 および国内外判定区分について(1/2)

←ポイント

✓関連条文:

- ① 営業税暫行条例実施細則改正
- ② 営業税暫定条例の規定における詳細を補足する規定 (財税[2009]111号)

✓概要:

営業税の課税範囲が改正前と比較して広くなりました

(改正前): 役務の提供地により判定

(改正後): 役務を提供する者及び役務を受ける者の所在地により判定

←解説

◆営業税とは

流通税(増値税、営業税、消費税)の一つで、サービスの提供等に対して課される税金です。

◆課税範囲の拡大—営業税暫行条例実施細則改正(H21.1.1施行)

* 旧条例第七条【課税範囲】: 中国国内で発生した役務提供のみ課税対象

* 新条例第四条【課税範囲】: 役務を提供する、または役務を受ける企業や個人が中国国内である役務取引が課税対象

◆役務提供について—財税[2009]111号(H21.1.1施行)

* 中国国内に所在地のある企業、または中国の居住者である個人(以下、「国内企業または個人」という)が国外で行う建設業、リース業、文化活動・スポーツ業(放送業を除く)にかかる取引については、現在は一時的に免税となっています。

* 国外企業または個人(「国内企業または個人」以外の企業または個人をいう)が、国外において国内企業または個人に対して役務提供を行い、その役務が「中華人民共和国営業税暫行条例」に規定されている下記の一定の業種(※)である場合には、国内役務提供規定(第一条)に該当せず、免税になります。

(※) 一定の業種…娯楽業、宿泊業、飲食業、倉庫業その他サービス業(淋浴、理髪、巻物画、書道、彫刻、印刷、包装など)

一次号へ続きます

執筆: 李 東旭 (li dong xu)

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇[大阪支社] 大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010

◇[名古屋事務所] 名古屋市中区栄2丁目11-7 TEL: 052-253-5606

